特別栽培農産物は、各県が定める慣行栽培基準に対し、

節減対象農薬の使用回数が５０％以下
化学肥料の窒素成分量が５０％以下 } **で栽培された農産物です。**

農林水産省新ガイドラインによる表示内容

品名：　特別栽培米　23年産　秋田県　JAおものがわ　あきたこまち

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
節減対象農薬：　当地比　6割減 化学肥料(窒素成分)：　当地比　5割減
栽培責任者　おものがわ農業協同組合 営農部　米穀課 住　所　秋田県横手市雄物川町今宿字前田面20 連　絡　先　TEL 0182－22－2266
栽培責任者　おものがわ農業協同組合 営農部　担い手対策課 住　所　秋田県横手市雄物川町今宿字前田面20 連　絡　先　TEL 0182－22－2266
精米確認者　株式会社ミツハシ　品質保証室 住　所　神奈川県横浜市金沢区幸浦2－25 連　絡　先　TEL　045－784－8014

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
ペフラゾエート	殺菌	1
オリサストロビン	殺菌	1
フィプロニル	殺虫	1
イマゾスルフロン	除草	1
カフェンストロール	除草	1
ベンゾビシクロン	除草	1
プロベナゾール	殺菌	1
ジノテフラン	殺虫	1